肥料販売業務廃止届出書

肥料販売業務廃止届出書は、販売業務を廃止した日から２週間以内に届け出て下さい

令和　　年　　月　　日

書類を作成した日

栃木県農業総合研究センター所長　様

住所

氏名

「肥料販売業務開始届出書」を作成した日

法人の場合、法人名、代表者の役職及び氏名

さきに　　　　年　　月　　日付で肥料の品質の確保等に関する法律第23条第１項の規定により届け出た肥料販売業務を　　　　年　　月　　日に廃止したので、同条第２項の規定により届け出ます。

押印は不要です

販売業務を廃止した日

届出書は２部作成して提出して下さい

受付処理後、「副本」として１部を返送します

※「副本」は、大切に保管して下さい